

国保だより

～ 国民健康保険にご加入の皆様へ～

・高額療養費の限度額が変わります！

平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が、下記のように変更になります。

平成26年12月まで			平成27年1月から		
区分	所得要件	自己負担限度額	区分	所得要件	自己負担限度額
上位所得者	総所得金額等が600万円超	150,000円＋医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1% 【多数該当：83,400円】	上位所得者	総所得金額等が901万円超	252,600円＋医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1% 【多数該当：140,100円】
			上位所得者	総所得金額等が600万円超～901万円以下	167,400円＋医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1% 【多数該当：93,000円】
一般所得者	総所得金額等が600万円以下	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1% 【多数該当：44,400円】	一般所得者	総所得金額等が210万円超～600万円以下	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1% 【多数該当：44,400円】
			一般所得者	総所得金額等が210万円以下	57,600円 【多数該当：44,400円】
低所得者	住民税非課税世帯	35,400円 【多数該当：24,600円】	低所得者	住民税非課税世帯	35,400円 【多数該当：24,600円】

※多数該当とは、過去12ヶ月に、同じ世帯で高額療養費の支払が4回以上あった場合の4回目から適用される限度額です。

また、平成26年8月1日以降に高額療養費限度額適用認定証の交付を受けている方については、12月中に変更後の認定証を送付する予定です。

12月14日（日）は、 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 の投票日です。



「参加しよう 大事な一票 自分から」大切な一票を棄権せず、必ず投票しましょう。

投票日	平成26年12月14日④	投票時間	午前7時～午後8時
投票所	第1投票所 神崎小学校体育館、第2投票所 米沢小学校体育館		
投票方法	▽小選挙区選挙は、候補者の氏名を書いて投票してください。 ▽比例代表選挙は、政党の名称を書いて投票してください。 ▽最高裁判所裁判官国民審査は、やめさせたいと思う裁判官の氏名の上の欄に×の記号を書いて投票してください。		
期日前投票	期間 衆議院議員総選挙は12月3日④～12月13日④の土日を含む毎日 最高裁判所裁判官国民審査は12月7日④～12月13日④の土日を含む毎日 時間 午前8時30分～午後8時、場所 神崎町役場1階小会議室		
開票	場所 神崎ふれあいプラザ、時間 午後8時45分～		

◎期日前投票は、投票日当日に仕事やレジャー等で投票にいけない方の投票です。

※選挙に関するお問い合わせは、神崎町選挙管理委員会（☎2111）まで。